

サザンヒル八事防災会規約

(名 称)

第 1 条 この会は、サザンヒル八事防災会(以下「本会」という。)と称する。

(本部の所在地)

第 2 条 本会の本部は、サザンヒル八事管理室に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 防災に関する知識の普及に関すること。
- 二 地震等に対する災害予防に関すること。
- 三 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水の応急対策に関すること。
- 四 防災訓練に関すること。
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本会は、サザンヒル八事内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|-----|----------|
| 一 | 会長 | 1 名 |
| 二 | 副会長 | 1 名 |
| 三 | 班長 | 各班 1 名 |
| 四 | 班員 | 各班 3～4 名 |
| 五 | 会計 | 1 名 |
| 六 | 監査役 | 2 名 |

2 役員は、会員の互選による。

ただし、役員は管理組合役員及び町内会組長の兼務とする。

3 役員の任期は、1 年とする。

(役員の任務)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時又は事故のある時はその職務を行う。

3 班長は、本部の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 班員は、班長を補佐し、班長が不在のとき又は事故あるときはその職務を行う。

5 会計は、本会の会計をつかさどる。

6 監査役は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第 8 条 本会に、総会及び本部会議を置く。

2 会議は、会長が召集する。

(総会)

第 9 条 総会は、全会員をもって構成する。

(管理組合総会をあてる。)

2 総会は、年 1 回開催する。ただし、とくに必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議する。

一 規約の改正に関すること。

二 防災計画の作成及び改正に関すること。

三 事業計画に関すること。

四 予算及び決算に関すること。

五 その他、総会がとくに必要と認めたこと。

4 総会は、その付議事項の一部を本部会議に委任することができる。

(本部会議)

第 10 条 本部会議は、会長、副会長及び班長によって構成する。

(管理組合理事会をあてる)

2 本部会議は、次の事項を審議し、実施する。

一 総会に提出すべきこと。

二 総会により委任されたこと。

三 その他本部会議がとくに必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する

2 防災計画は、次の事項について定める。

一 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること

二 防災知識の普及高揚に関すること。

三 防災訓練の実施に関すること。

四 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水に関すること。

五 学区連絡協議会及び災害救助地区本部との連絡調整に関すること。

六 その他必要な事項。

(会 費)

第 12 条 本会の会費は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合費をあてる。

(経 費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことが出来る。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。。

(附則)

この規約は、平成 9 年 5 月 11 日から実施する。